

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※ 納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット2

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます！

① 退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※ 退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※ 免除等申請ができる期間 ・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。 ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方	以下のいずれにも該当する方 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 ○ 所得が相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方 ※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。 ※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。 ※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、 世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。
保険料の納付が免除される期間	令和元年度分として「令和2年2月分から令和2年6月分まで」 令和2年度分として「令和2年7月分から令和3年6月分まで」 令和3年度分として「令和3年7月分から令和4年6月分まで」 ※ すでに保険料が納付済の月は除きます。 ※ 複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。（申請書は申請する年度ごとに1枚必要となります） なお、すでに申請している年度分がある場合は、申請されていない年度分を申請してください。

手続き方法は裏面へ➡

手続きについて

●提出する書類

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 - 次のいずれかに該当する方は、それぞれに掲げる書類
 - ① 退職（失業等）により納付が困難な方は…
雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方は…
所得の申立書
- ※ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。また、以下の提出先の窓口にも設置しています。

●提出先

- 次のいずれかに提出してください。郵送でも手続きできます。
- ・お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口
 - ・お近くの年金事務所

●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）

免除された保険料を後から納めることはできますか？

- 免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。
- 免除された期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納すると、保険料を全額納付したときと同じになります。
- ・老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
 - ・追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
 - ・免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

産前産後期間の保険料免除制度があります！

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方は、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後免除期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

（※ 産前産後免除期間は、平成31年4月以降の期間に限ります。）

産前産後免除期間として認められた期間は保険料を全額納付した期間としてみなされて、将来の年金受給額に反映されます。

届出しないと免除にならないため、早めの手続きをお勧めします。

「免除」、「追納」及び「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>